

きのこ生産資材調達支援事業実施要領（原木生産）

令和7年3月28日 県流第806号 林政部長通知
一部改正 令和8年3月23日 県流第760号 林政部長通知

第1 趣旨

本事業は、きのこ栽培用原木（以下「きのこ原木」という。）の供給不足による良質なきのこ原木の確保が困難な現状に対応するため、県内原木栽培きのこ生産者（以下「原木きのこ」という。）へのきのこ原木の安定供給を支援することにより、県内における原木きのこの生産振興を図ることを目的とする。

その取扱は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政課長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、林業経営体、森林所有者又は原木きのこ生産者とする。

第3 事業の内容等

- 1 県内原木きのこ生産者と取引予定量及び規格等について協定締結し（事業実施主体が自ら原木きのこ生産を行う場合を除く）、供給する県産きのこ原木の生産とする。
- 2 補助対象経費等は、別表1のとおりとする。

第4 事業の計画

- 1 事業実施主体は、事業計画書（様式第1号）及び事業計画書に定める添付書類を所管の農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。
- 2 所長は、前項の提出を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めた場合は、事業計画を承認し事業実施主体に通知する。また、令達額の範囲内で補助予定額を通知する。
- 3 所長は、前項の承認を行った結果を、県産材流通課長（以下「課長」という。）に報告する。

第5 補助金の交付申請

事業実施主体は、第4第2項の通知を受けたときは、速やかに要綱第4条に定める補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）に事業計画書（様式第1号の1）を添付して所長に提出する。

第6 補助金の交付決定

所長は、第5の提出を受けたときは、その内容を審査して補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知する。

第7 事業計画の変更

1 重要変更

- (1) 事業実施主体は、第6に基づく補助金の交付決定通知を受けた後に、事業計画書に記載されている事項に重要な変更（要綱第5条第2項）が生じたときは、速やかに変更承認申請書（要綱別記第3号様式）を作成し、事業変更計画書（様式第1号の1）を添えて所長に提出する。
- (2) 所長は、前号の提出を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めた場合は、第6の規定に準じて補助金の額を決定し、事業実施主体に通知する。ただし、変更後の計画により令達額の範囲を超える場合は、課長と事前に調整を行う。
- (3) 所長は、前項の承認を行った結果を、課長に報告する。

2 軽微変更

事業実施主体は、軽微な変更（要綱第5条第2項）が生じたときは、軽微変更届（様式第3号）を所長に提出するものとし、所長は、その内容に応じて必要な指示を行う。

ただし、変更後の内容が第6により事業実施主体に通知された補助金額の増額を要する場合、所長は、前項（2）の規定に準じて補助予定額の変更を行う。

第8 事業の着手

事業実施主体は、第6の規定に基づく交付決定後に事業着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定を受ける前に事業を着手する必要がある場合には、事業実施主体は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

第9 部分完了届

- 1 補助事業者は、当該事業の一部が完了し必要な場合において、部分完了届（様式第5号）を所長に提出することができる。
- 2 所長は、前項の提出を受けたときは、確認要領に基づき当該事業執行状況の確認を行う。なお、現地確認は、森林管理路緊急整備事業実施要領の運用について（平成13年4月2日森第1号の2農山村整備局長通知）第5（2）に定める検査基準に準じて行うものとする。

第10 実績報告

- 1 事業実施主体は、補助事業の完了後、要綱第8条に定める実績報告書（要綱別記第6号様式）に事業実績書（様式第6号の1、様式第6号の2）を添付し所長に提出する。
- 2 所長は、前項の提出を受けたときは、確認要領に基づき当該事業の執行状況の確認を行う。

第11 額の確定

所長は、第10第2項の確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、規則第14条に基づき額の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第6号）により事業実施主体に通知する。

第12 報告等

所長は、翌年度の4月30日までに実績報告書及びその添付書類の写しを課長に提出する。

第13 書類、帳簿等の整備及び保管

事業実施主体は、補助事業に係る経費及び処理過程が明確にわかるように当該事業の経理に係る書類等を補助事業完了後5年間保存する。

附 則

この要領は令和7年3月28日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要領は令和8年3月23日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表 1

メニュー	補助対象経費	補助要件	補助金の額	補助単価	備考
(ア) 伐採	きのこ原木の生産に係る経費 (伐倒・枝払・玉切・集積等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内原木きのこ生産者と協定の締結（事業実施主体が自ら原木きのこ生産を行う場合を除く） ・ 概ね500本以上のきのこ原木の生産 ※ 当該年度以前に締結した協定に基づき、前年度の1～3月に実施された伐倒・枝払を含む。	補助単価と事業量を乗じて得た額の2分の1以内の額	きのこ原木1本あたり100円/本	
(イ) 作業道開設	上記（ア）で生産した原木を施工地から搬出するための作業道※開設に係る経費 (森林管理路緊急整備事業の作業路の構造・規格に準ずるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅員2.0～2.5m ・ 1施工地あたり50m以上150m以内 ・ (ア)伐採と一体的に作業道開設を行うもので、開設後2年以内にきのこ原木生産を実施すること※。 		1,400円/m	※原則、同一年度に生産を行うこと。翌年度以降に伐採を行う場合であっても、伐採に係る予算措置は担保されない。
(ウ) 運搬	上記（ア）で生産した原木の運搬（協定締結先まで）に係る経費（トラック運搬）	・ 10km以上100km以内		2円/本・km	

(様式第1号)

年 月 日

農林事務所長 様

事業実施主体名

代表者職氏名

年度きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）計画書

このことについて、きのこ生産資材調達支援事業実施要領（原木生産）第4の規定により提出します。

添付書類：・様式第1号の1「きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）計画書」
・様式第1号の2

(様式第1号の1)

きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）計画書

1. 事業実施主体

事業実施主体	事業実施主体名	
	所在地	〒

2. 事業概要

(1) 施工地

番号	所在地

(2) 出荷先

番号	事業者名	所在地

(3) 総括表

	事業量	補助金額（円）
(ア)伐採	(本)	
(イ)作業道開設	(m)	
(ウ)運搬	～ (km)	
計		

添付書類

- ① きのこ原木の取引に関する協定書の写し
- ② 全施工地の位置図
- ③ きのこ生産を証明する書類（出荷伝票等）※（2）に事業実施主体が含まれる場合のみ

（注）実施要領第7に定める事業変更計画書として使用する場合は、表題をきのこ生産資材調達支援事業（原木生産）変更計画書に書き換えて使用すること。

(様式第1号の2)

(ア) 伐採

番号	所在地	法規制 ※1	所有者同意 の有無※2	施工時期	主な樹種 ※3	きのこ原木 本数(本)	補助単価 (円/本)	対象事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
							100			
							100			
計										

※1 当該施工地において、該当する法規制について記入すること。(保安林等)

※2 自己所有山林の場合は「一」を記入すること。

※3 きのこ原木として搬出する代表樹種を記入すること。

(イ) 作業道開設

番号	所在地	法規制 ※	施工時期	幅員 (m)	延長 (m)	補助単価 (円/m)	対象事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
						1,400			
						1,400			
計									

※ 当該施工地において、該当する法規制について記入すること。(砂防指定地等)

(ウ) 運搬

番号	所在地	運搬先住所	運搬時期	きのこ原木 本数(本)	距離 (km)	補助単価 (円/本・km)	対象事業費 (円)	補助金額額 (円)	備考
						2			
						2			
計									

※ 経由地がある場合は、備考欄に経由地を記載すること。

注) 適宜行を追加して記入すること。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

農林事務所長

年度森林・林業対策事業補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という）は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業名	きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）	
補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業者は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日岐阜県規則第8号）、岐阜県森林・林業対策事業費補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知）、その他の補助金等に関する法令、きのこ生産資材調達支援事業実施要領（原木生産）（令和7年3月28日県流第806号林政部長通知）、その他関係法令に従わなければならない。
- 4 補助金交付の条件は、前記4に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - （1） 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかななければならない。
 - （2） 補助事業者は、補助事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合には、当該補助事業により取得した工事材料その他物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - （3） 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(様式第3号)

年 月 日

農林事務所長 様

事業実施主体名

代表者職氏名

年度きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）軽微変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので、届出します。

記

事業区分		(ア) 伐採 (イ) 作業道開設 (ウ) 運搬
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

※必要に応じて事業変更計画書（様式第1号の1及び2）を添付すること。

(様式第4号)

年 月 日

農林事務所長 様

事業実施主体名

代表者職氏名

補助金交付決定前着手届

年度きのこ生産資材調達支援事業(原木生産)について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、別記誓約条項を付してお届けします。

記

事業種目	(ア) 伐採 (イ) 作業道開設 (ウ) 運搬 ※ (ア) で伐採したものの運搬に限る
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
補助金交付決定前 着手の理由	

誓約条項

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間に天災、地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議がない。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画の重要変更は行わない。

添付書類：該当する施工地に係る下記の書類等

- ① きこの原木の取引に関する協定書の写し
- ② 位置図
- ③ 法規制に基づく手続きを完了したことを証明する書類(伐採届等)

(様式第5号)

年 月 日

農林事務所長 様

事業実施主体名

代表者職氏名

年度きのこ生産資材調達支援事業部分完了届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり一部（部分）完了しましたので、届出します。

記

施工地	
事業内容	
事業量	
着手年月日	
完了年月日	

添付書類

- ① 法規制に基づく手続きを完了したことを証明する書類（伐採届、砂防指定地内行為許可書等）の写し
- ② 事業実施前、実施中、完成後の写真
- ③ 様式第6号の2 （該当箇所を記載したもの）※概算払い請求する場合

(様式第6号の1)

事業実績書

1. 事業概要

(1) 施工地

番号	所在地

(2) 出荷先

番号	事業者名	所在地

(3) 総括表

	事業量	補助金額 (円)
(ア) 伐採	(本)	
(イ) 作業道開設	(m)	
(ウ) 運搬	~ (km)	
計		

添付書類

- ① 全施工地の位置図
- ② 全施工地について、法規制に基づく手続きを完了したことを証明する書類（伐採届等）の写し
- ③ 状況写真

実施前	(ア)(イ)全施工地（林況等のわかる写真）
実施中	(ア)全施工地数の半数以上の施工地で1枚以上（作業の様子や玉切り後に集積した様子のわかる写真）
	(イ)全施工地（施工中の写真）
	(ウ)全納品先（きのこ生産者）（トラック積込み後の写真1枚以上）
完了時	(ア)全施工地（伐採後の概ね全景がわかる写真）
	(イ)全施工地（起終点等の写真）
	(ウ)全納品先（きのこ生産者）（積下ろし後の写真1枚以上）

- ④ 運搬距離の証明（地図上に経路を示したもの） ※別表1（ウ）運搬のみ

(様式第6号の2)

(ア) 伐採

番号	所在地	法規制 ※1	所有者同意 の有無※2	施工時期	主な樹種 ※3	きのこ原木 本数(本)	補助単価 (円/本)	対象事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
							100			
							100			
計										

※1 当該施工地において、該当する法規制について記入すること。(保安林等)

※2 自己所有山林の場合は「一」を記入すること。

※3 きのこ原木として搬出する代表樹種を記入すること。

(イ) 作業道開設

番号	所在地	法規制 ※	施工時期	幅員 (m)	延長 (m)	補助単価 (円/m)	対象事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
						1,400			
						1,400			
計									

※ 当該施工地において、該当する法規制について記入すること。(砂防指定地等)

(ウ) 運搬

番号	所在地	運搬先住所	運搬時期	きのこ原木 本数(本)	距離 (km)	補助単価 (円/本・km)	対象事業費 (円)	補助金額額 (円)	備考
						2			
						2			
計									

※ 経由地がある場合は、備考欄に経由地を記載すること。

注) 適宜行を追加して記入すること。

(様式第7号)

第 号
年 月 日

様

農林事務所長

年度森林・林業対策事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度森林・林業対策事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第14条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 事業名 きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）

2 確定補助金額 金 円

(参考様式)

きのこ原木の取引に関する協定書

甲（きのこ生産者。以下「甲」という。）と乙（きのこ原木生産者。以下「乙」という。）とは、きのこ原木の取引について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、きのこ原木の適切な供給を推進するため、甲と乙の取引に関する基本事項について定めるものとする。

(地域材取引量)

第2条 甲及び乙は協議の上、取引する数量及び樹種等に関する計画を次のとおり定めるものとする。

数量		本
樹種		
規格	長さ	cm
	径	cm～ cm
伐採予定時期		年 月～ 年 月

(変更等)

第3条 この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合は、甲乙協議し、変更することができるものとする。

2 甲、乙のいずれかが故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(有効期限)

第4条 この協定の有効期限は 年 月 日までとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 (住所)

(氏名)

乙 (住所)

(氏名)